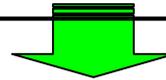


裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

問題の所在

- 無登録業者による未公開株の勧誘・販売やファンド販売業者による資金の流用等の詐欺的な事案について、通常の行政対応では対処が困難な場合があるところ。
- このような場合、現行法上、証券取引等監視委員会の申立て(注)により、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益・投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引法の違反行為を行う者に対して当該行為の禁止・停止命令(差止命令)を行うことが可能。
(注)金融庁からの申立ても可能。
- しかしながら、現行法上、裁判所の差止命令に違反した者に対しては罰則を科している一方、法人に対する罰則を科す規定(両罰規定)の適用がないため、法人が差止命令に反して営業を続けたとしても、差止命令違反について法人に罰則を科すことができない。



対応

証券取引等監視委員会が申立てを行い、裁判所が差止命令を発出した場合に、当該差止命令の実効性を確保する観点から、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を科すことが可能となるよう、規定を整備する。

(注) あわせて、証券取引等監視委員会の申立て及びその前提となる調査の権限について、財務局に委任することを可能とする。